

身体的拘束等適正化のための指針

ケアホーム ディア・レスト岩国

(1) 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束等は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、拘束される高齢者のＱＯＬ（生活の質）を根本から損なう危険性を有しています。

残存機能の維持向上を否定する身体的拘束等により、高齢者的心身的機能は容易に低下し、人間としての尊厳も侵され、その状態を一層悪化させる恐れがあります。

身体拘束を「安全のため」や「事故防止」として容認する考え方を高齢者ケアに関わる全ての者が問い合わせし、安易に正当化することなく、高齢者の立場になってケアの在り方を見直し、その人権・尊厳・主体性を尊重しつつケアを行うという基本姿勢に立って拘束の無いケアに取り組む事が何より重要です。

当施設では、施設運営の基本理念である「ひとにやさしい 介護を目指して」に則り、利用者様の人権・尊厳・主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

五つの基本的ケア

①起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいがあり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、隨時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになってしまえば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

④清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

(2) 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、身体的拘束等の廃止に向けて、身体的拘束適正化委員会を設置します。

1. 設置目的

当施設の理念である「ひとにやさしい、介護を目指して」のもと、全ての職員が高齢者的人権・尊厳・主体性を重視したケアに取り組むことを目的とします。

2. 委員会の検討事項

- ①高齢者虐待・身体的拘束等に関するマニュアル等の見直し
- ②発生した身体的拘束等の状況、手続き、方法について検討し、適切に行われているかを確認する
- ③虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し検討及び対策を講じる
- ④職員に対する教育研修の企画・実施
- ⑤日常的ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する

3. 委員会の開催

委員会の開催は、定例委員会及び臨時委員会とします。

- ①定例委員会は、原則3か月ごとに開催する
- ②臨時委員会は、必要に応じて隨時開催する
- ③身体的拘束等が行われた場合は、当該身体的拘束等が解除されるまで、その適正化のために身体的拘束等適正化担当者が適宜招集・開催をする

(3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

当施設のすべての職員に対して、身体的拘束等の廃止と入居者様の人権・尊厳を尊重したケアの実施を目的とした職員研修を行います。

1. 研修の開催

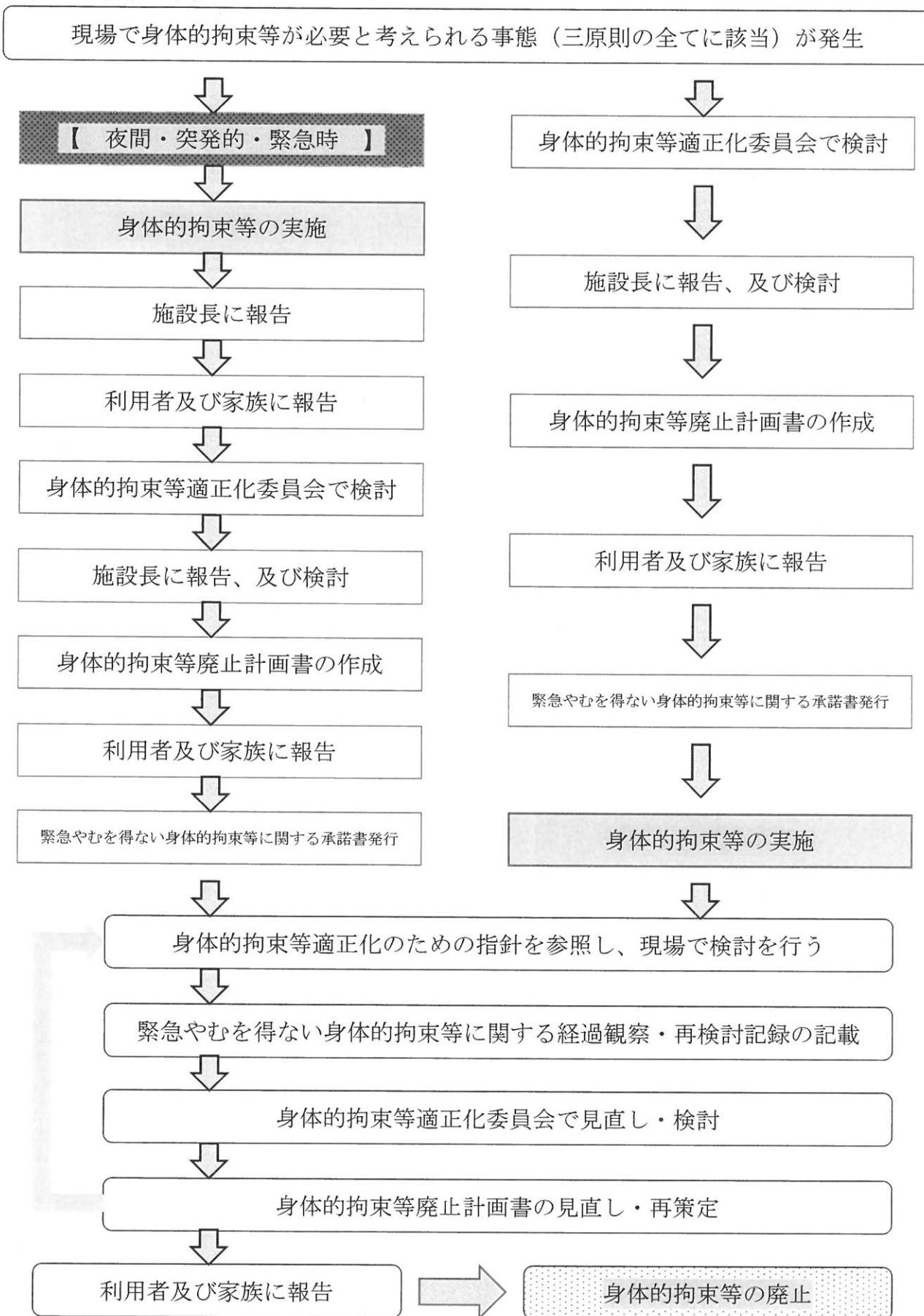
- ①既存職員に対して、年2回の身体的拘束等の適正化に関する研修を実施する
- ②新入職員に対して、入社後3か月以内に身体的拘束等に関する研修を実施する
- ③施設長又は身体的拘束等適正化担当者が必要と認めた場合、隨時研修を実施する

2. 研修内容

主たる研修内容は、「基本方針」「身体拘束がもたらす弊害」「身体的拘束の具体例」「緊急やむを得ない場合（3原則の全てに一致）と、その手続き」「拘束しない介護方法」「事例検討」とし、研修ごとに必要な内容を選択して実施します。

(4) 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

<フローチャート>



(5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

※前頁フローチャート参照

①ケースカンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束等担当者は身体的拘束等適正化委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討する。また、例外三原則（①切迫性②非代替性③一時性）の3要件のすべてを満たしているかどうかについての確認を行う。

②検討の記録同意書等の書類の作成

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、例外3原則について該当するにいたった経緯、理由についての記録及び拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する同意書を作成する。記録（ケースカンファレンス議事録、身体的拘束等適正化委員会議事録）、身体拘束に関する同意書の作成は身体的拘束等適正化担当者が行う。

③利用者本人や家族に対しての説明と同意

計画作成担当者は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に家族に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

計画作成担当者は、身体拘束に関する同意書の他に施設介護計画書を立案し家族へ説明及び同意を得るとともに、計画内容を介護職員に周知する。

④夜間帯等において家族の同意なく身体拘束を実施する場合

夜間帯等に家族の同意なく身体拘束を行う場合には、前項のフローチャートに従い実施する。この際も複数人数でケースカンファを開催し、例外三原則に当てはまるることを確認し、身体拘束に至るまでの過程、例外三原則の要件に当てはまる根拠について記録に残す。翌日、上記①～③の手順を実施する。

⑤経過記録と適正化の検討

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を隨時検討するためのカンファレンスを原則、毎日開催し、その内容を記録・周知し多職種間に情報共有を行う。その記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査等の際に提示する。

⑥身体的拘束等適正化検討委員会の開催

身体的拘束等を実施した際の、例外3原則について該当するにいたった経緯、理由についての検討及び手続き（例外3原則）の確認と検証を行う。
身体的拘束等の適正化策を講じた後にその効果について評価を行う。

⑦身体的拘束の解除と家族への説明及び同意

上記⑥の「適正化の検討」の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなったと判断した場合は、身体的拘束等適正化委員会を開催し、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族等に報告を行う。

身体的拘束等適正化担当者は、新たに身体的拘束等を適正化した施設介護計画を立案し家族への説明及び同意を行う。

（6）入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

①入居者等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、ケアホーム ディア・レスト岩国のホームページにて公開する。また、施設内に掲示をし、常時閲覧できる環境を作る。

②従業員等に関する当該指針の閲覧について

当該指針は、各階ケアステーションに掲示し、全ての職員が常時閲覧できる環境を作る。

（7）その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が、本指針を理解し、以下の点について議論して共通認識を持ち、身体的拘束等を実施しない取り組みを継続する必要があります。

- 認知症等の症状、対応を理解しアセスメントに基づいたケアを提供しているのか。
- 事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し安易に身体拘束を行っていないか。
- 認知症の高齢者は見当識の低下があり、かつ下肢筋力の低下、骨密度の低下から骨折を誘発しやすいとの固定概念から実際にアセスメントすることなく安易に身体拘束をしていないか。
- 例外三原則と判断した後も、他に方法は無かったのかと振り返ることなく、機械的に身体拘束の判断をしていないか。

附則 平成30年5月2日 作成

令和元年7月17日 全面改訂